

第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法

第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法

4.1 尾張旭市都市計画マスタープランにおける当該施設の位置付け

「尾張旭市都市計画マスタープラン」（平成 23 年 3 月）においては、ごみ処理場の整備の方針に関する、位置付けの記載はない。

なお、現在、新たな都市計画マスタープラン（令和 8～17 年度）の策定を進めており、このなかで計画施設について位置付ける計画としている。

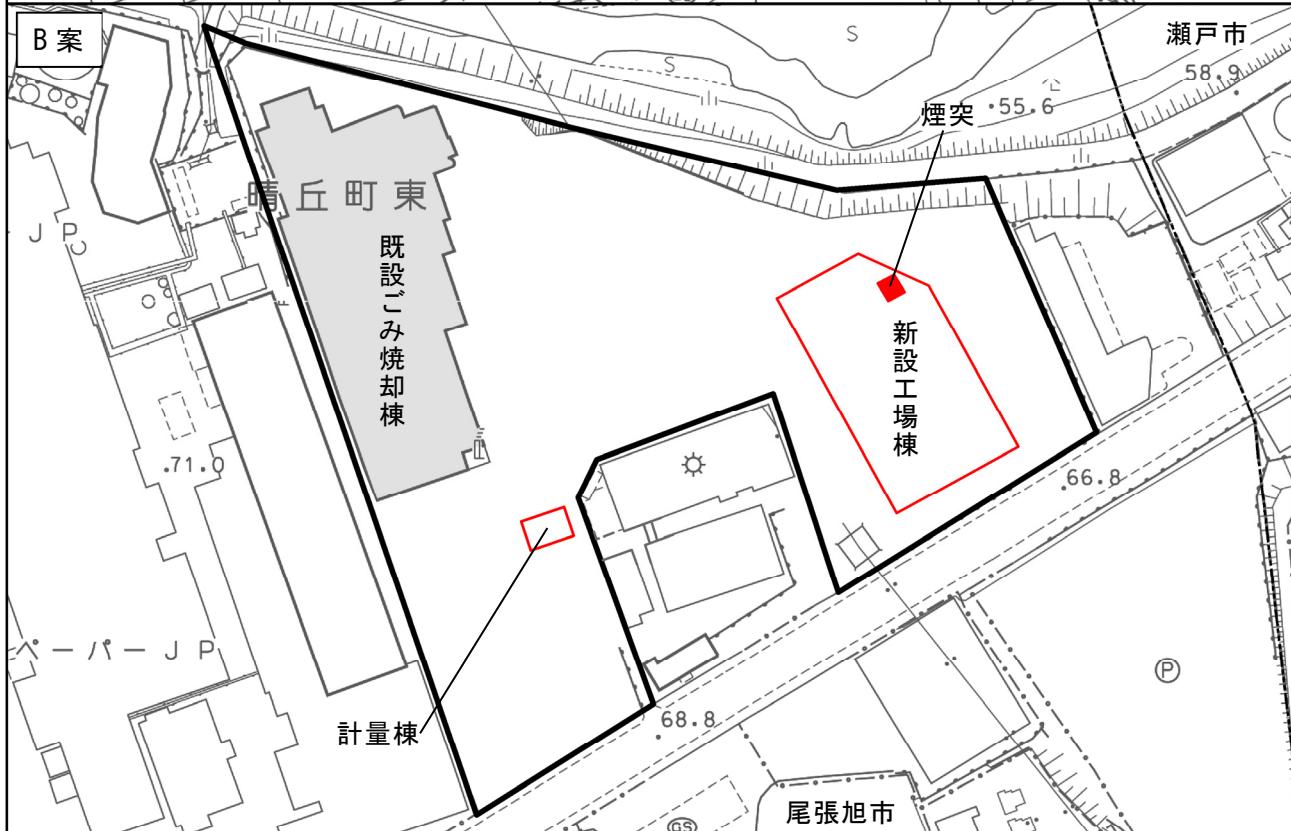
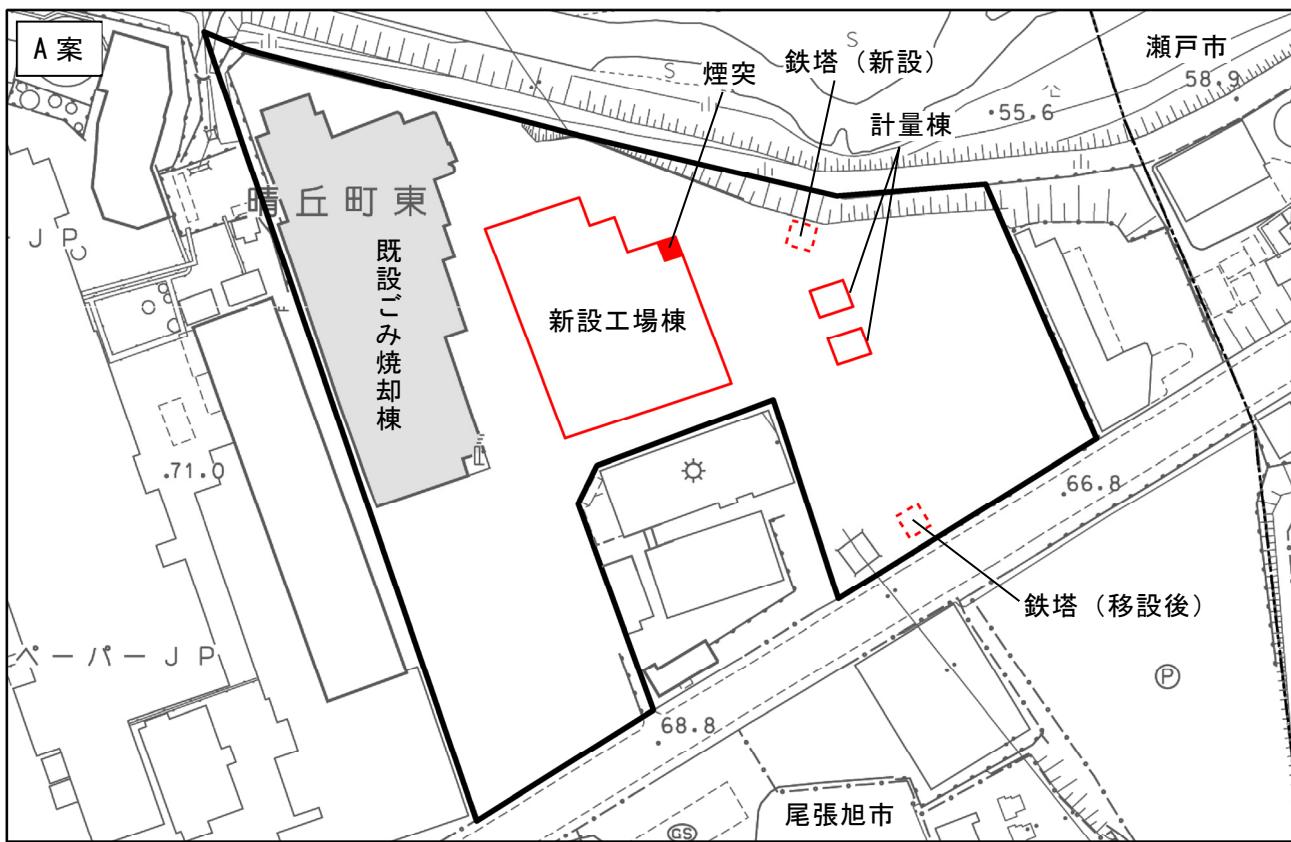
4.2 構想段階評価の対象となる事業実施想定区域について

構想段階評価について、事業の位置については前掲「2.1.4 建設予定地の選定経緯」に示したとおり、「ごみ処理施設整備基本構想」において候補地が決定しており、公表も行われている。なお、決定した候補地は既存施設の敷地を含むが、ごみ処理場として都市計画決定はされていない。また、規模については前掲「2.3.2 都市施設の諸元」に示したとおり、検討が行われている。

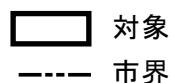
このため、複数案の設定は、愛知県尾張旭市晴丘町東地内にある対象事業実施想定区域（約 2.1ha）での施設の配置について行う。なお、評価項目は複数案について比較するものとする。

表 4.2.1 複数案の内容

複数案	内容	
施設の配置	A 案	敷地中央配置
	B 案	敷地東側配置



凡 例



注) A案については既存鉄塔の移設(南側)及び新設(北側)が必要になることが想定される。
「1:2,500 尾張旭市都市計画基本図を加工して作成」

1:2,000

0 20 40 80 m

N

図 4.2.1 計画施設の配置及び構造に係る複数案

4.3 都市施設・ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の評価分野

都市計画運用指針では、都市施設の都市計画の構想段階の評価分野等について、以下のように示されている。

【評価分野・評価項目】

①基本的考え方

都市計画決定権者は、都市計画の構想段階評価を行うときは、都市計画法第13条の都市計画基準及び本運用指針に照らし、評価の対象となる都市計画に係る都市施設等ごとに、以下をもとに、適切な評価分野、評価項目を設定するものとする。

②都市施設に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況や当該都市施設の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとする。

これを踏まえ、「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「円滑な都市活動の確保」、「良好な都市環境の保持」及び「適切な規模及び必要な位置への配置」の5つの評価分野について評価を行うものとする。

4.4 評価項目の設定

4.4.1 都市計画の一体性・総合性の確保

都市計画運用指針では、「都市計画の一体性・総合性の確保」については、以下のように示されている。

都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために定められるものであり、この目的の実現に向け、必要と考えられる事項の全てに配慮して、個々の都市計画が総体として定められるものでなければならない。また、定められる個々の都市計画の内容が、土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を發揮し得るよう総合的に決められることが必要である。

ここでは、上記下線部から以下の評価項目を設定し、その評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
農林漁業との健全な調和	現況及び将来の土地利用方針との整合性から農林漁業との健全な調和が図られているか評価する。
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	対象事業実施想定区域での土地利用が、周辺の居住環境や都市活動に影響を与えることがないかを現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価する。
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を發揮	対象事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図れており、当該施設の効果を十分に發揮することができるか評価する。

4.4.2 自然的環境の整備又は保全

都市計画運用指針では、自然的環境の整備又は保全の意義について以下のように示されている。

近年では、都市部における貴重な緑地等の減少や都市住民の環境保全に対する意識の高まりに対応し、都市計画において緑地等の自然的環境を整備又は保全する必要性が高まっている。また、人口減少・高齢化等の社会経済情勢の変化等を背景に、都市内の貴重な緑地空間として、都市農地の保全の重要性が高まっている。このため、すべての都市計画において自然的環境の整備（失われた自然的環境の復元を含む。）又は保全の重要性を考慮して定めなければならないこととしている。これを踏まえ、公園や緑地についての都市計画への積極的な位置付けを進めることはもとより、その他の都市計画についても、その策定段階から自然的環境の整備又は保全の意義・重要性を考慮することが必要である。その上で、例えば、必要なものを公園等の都市施設又は田園住居地域、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、生産緑地地区等の地域地区として適切に決定していくことが重要である。

これは主に、緑地、公園等の都市施設整備や、緑地保全に係る地域地区指定等について掲げているものである。当該施設は、緑地や地域地区指定に該当しないものの、当該施設の性格上、周辺環境に対する十分な配慮を行う必要性は高い。

以上を踏まえ、ここでは以下のような評価項目、評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	・大気質 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等
人と自然との豊かな触れ合いの確保	・景観 景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観

なお、評価項目の選定は、「計画段階環境配慮書」を踏まえた内容とした。参考として「参考1 計画段階配慮事項の選定」及び「参考2 計画段階配慮事項の項目の選定理由等」に示す。

4.4.3 円滑な都市活動の確保

都市施設であるごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）は、「円滑な都市活動の確保」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が円滑な都市活動を向上させるものである。一方で、当該ごみ処理施設の立地により、住民の都市活動への影響として、周辺交通への影響を評価する必要がある。

以上を踏まえ、ここでは、以下のような評価項目、評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
周辺交通への影響	周辺アクセス道路の整備状況などを評価する。

4.4.4 良好的な都市環境の保持

都市施設であるごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）は、「良好な都市環境の保持」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が良好な都市環境を保持する役割を果たすものである。一方で、当該ごみ処理施設の立地による周辺の都市環境への影響には配慮する必要があり、都市環境に係る敷地内の緩衝機能について評価する必要がある。

以上を踏まえ、ここでは、以下のような評価項目、評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
敷地内緑地の確保	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価する。

4.4.5 適切な規模及び必要な位置への配置

当該施設が適切な規模であり、必要な位置に配置されているかを評価するためには、需要や経済性の観点から適切な規模であるか、都市計画の総合的な視点から適切な位置であるかを評価する必要がある。ここで、経済性の観点については、単純に事業コストだけでなく、既存施設の撤去による事業期間長期化のリスクも合わせて評価する。

なお、事業の位置、施設の規模（処理能力）については前掲「2.1.4 建設予定地の選定経緯」及び「2.3.2 都市施設の諸元」に示したとおり、既に決定している。

以上を踏まえ、ここでは、以下のような評価項目及び評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
事業コストの適正	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、事業コストの違いを比較評価する。
事業期間長期化リスク	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、既存施設の撤去による事業期間長期化リスクを比較評価する。

参考1 計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
		資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出(雨水)	搬出	廃棄物等の搬入及び搬出
環境要素の区分		硫黄酸化物								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物			○					
		浮遊粒子状物質			○					
		粉じん等								
		有害物質等			○					
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音								
		施設からの騒音								
		道路交通騒音								
	振動	建設作業等振動								
		施設からの振動								
		道路交通振動								
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数								
		水素イオン濃度								
	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)								
		水の濁り(浮遊物質量)								
		富栄養化								
		有害物質等								
	地形及び地質	重要な地形及び地質								
	地盤・土壤	土壤環境								
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況								
		地下水質								
	日照阻害									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地								
	植物	重要な種及び群落								
	生態系	地域を特徴付ける生態系								
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観			○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物								
		残土その他の副産物								
	温室効果ガス等	温室効果ガス等								

注1) 表中の網掛けは、指針に定める点的開発の参考項目であることを示す。

注2) 表中の「○」は選定した項目を示す。

参考2 計画段階配慮事項の項目の選定理由等

項目		選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	ばい煙の排出 計画施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる窒素酸化物等により、周辺地域において重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定する。 なお、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができる、現況の濃度の状況を鑑みて重大な影響の可能性のある窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等（ダイオキシン類）とする。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在 計画施設の存在に伴い主要な眺望点等における景観が変化し重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定する。

第5章 評価の結果

第5章 評価の結果

5.1 都市計画の一体性・総合性の確保

5.1.1 評価項目と評価の方法（再掲）

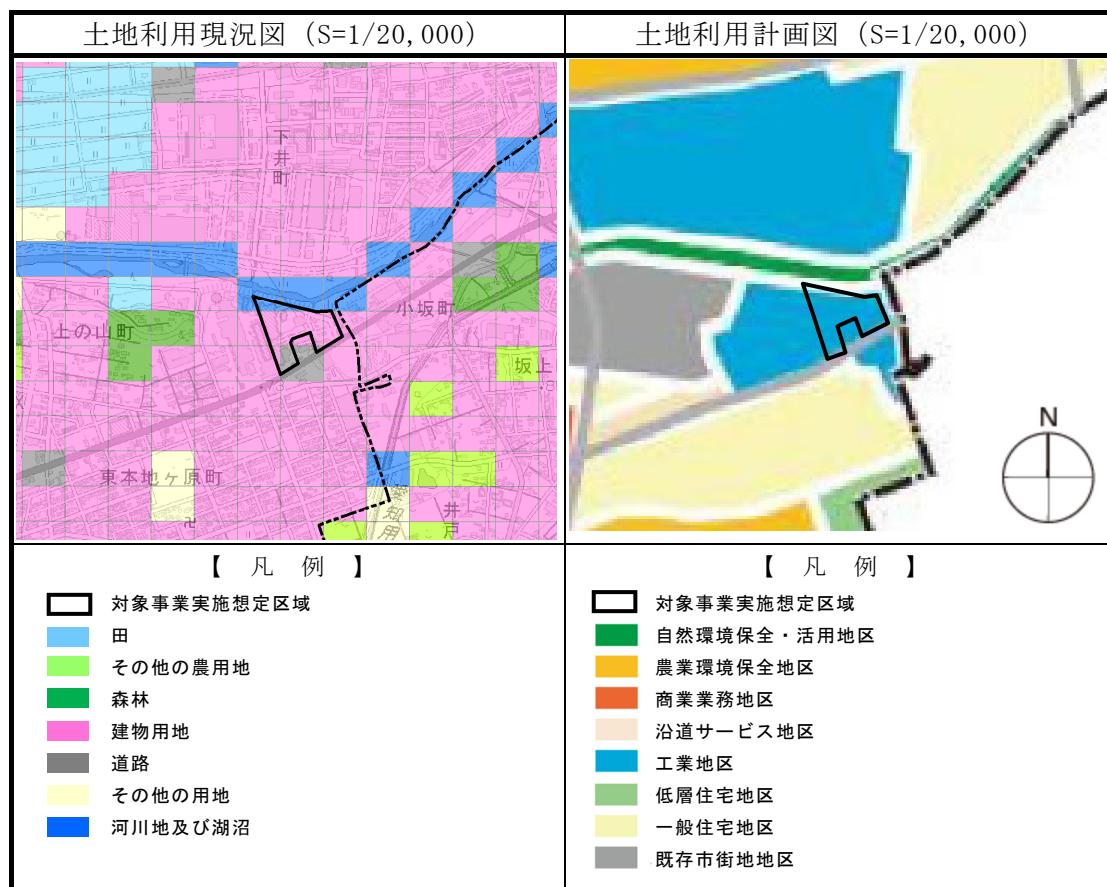
評価項目	評価の方法
農林漁業との健全な調和	現況及び将来の土地利用方針との整合性から農林漁業との健全な調和が図られているか評価する。
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	対象事業実施想定区域での土地利用が、周辺の居住環境や都市活動に影響を与えることがないかを現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価する。
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を發揮	対象事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図れており、当該施設の効果を十分に発揮することができるか評価する。

5.1.2 農林漁業との健全な調和

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設が存在している。対象事業実施想定区域の周辺は、北側が河川となっているほか、南、東及び西側は主に建物用地となっている。

また、尾張旭市都市計画マスターplanの土地利用計画図において、対象事業実施想定区域は工業地区とされており、対象事業実施想定区域の周辺は、自然環境保全・活用地区、沿道サービス地区、既存市街地地区、一般住宅地区とされている。

対象事業実施想定区域やその近傍には農林漁業に係る土地利用はないことから影響はなく、現況で農林漁業との調和が図られている。新たな施設の建設に当たっても、近傍には農林漁業に係る土地利用はないことから影響はなく、「2.3.2.4 公害防止及び環境保全」(17 頁参照)に示したとおり環境保全のための対策を実施することで周辺環境へ影響のないよう適切な配慮を講じていくことから、農業との健全な調和が図れると評価できる。



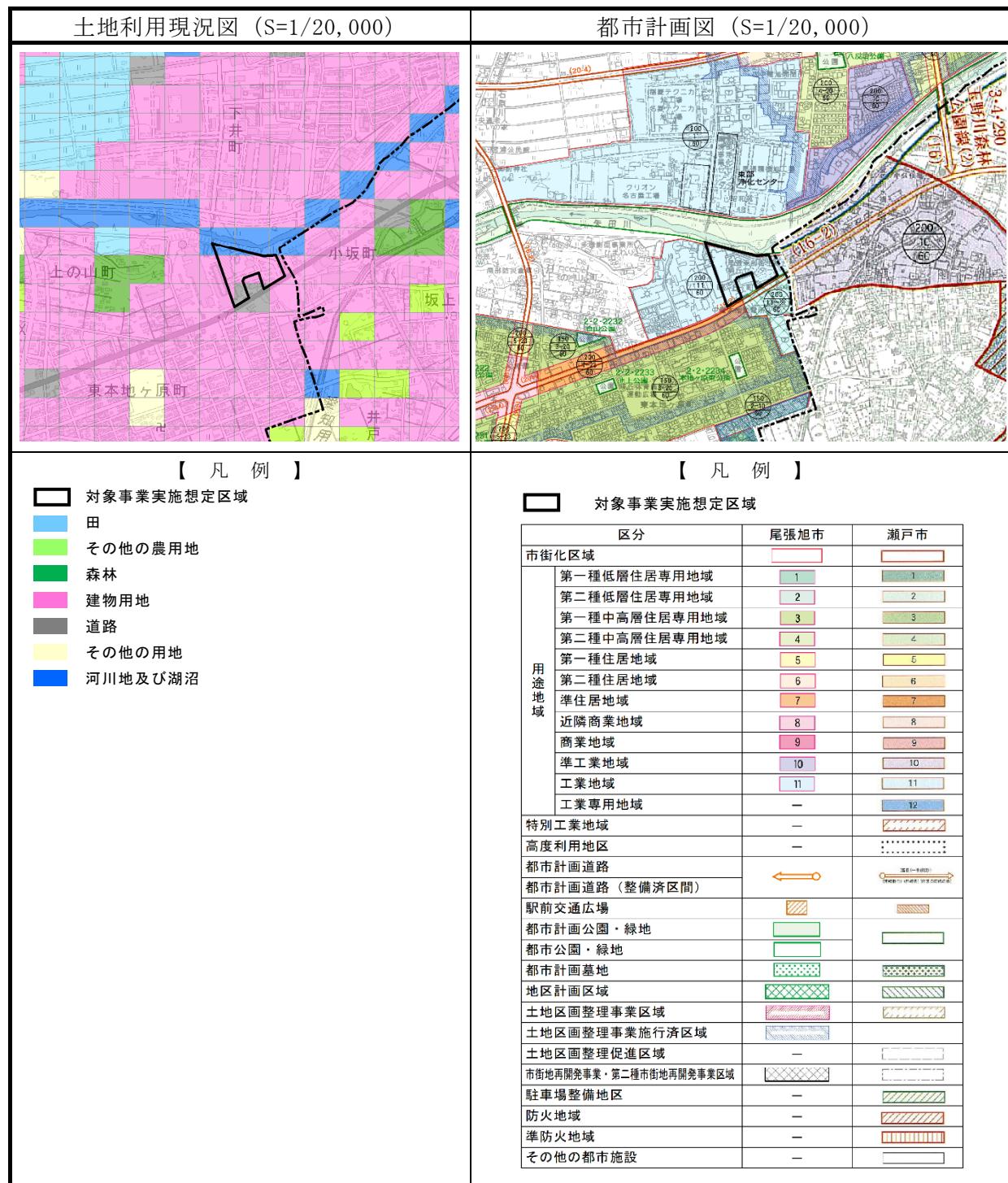
5.1.3 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保

5.1.3.1 現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設が存在している。対象事業実施想定区域の周辺は、北側が河川となっているほか、南、東及び西側は主に建物用地となっている。

また、都市計画の状況をみると、対象事業実施想定区域とその周辺は主に工業地域や準工業地域となっているほか、南側には住居系の地区も見られる。対象事業実施想定区域から最寄りの公益施設としては、南西約320mの位置に福祉施設が存在する。

事業の実施にあたっては、「2.3.2.4 公害防止及び環境保全」(17頁参照)に示したとおり環境保全のための対策を実施することで居住環境に対する適切な配慮を講じていく計画としている。したがって、近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと評価できる。



5.1.3.2 将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価

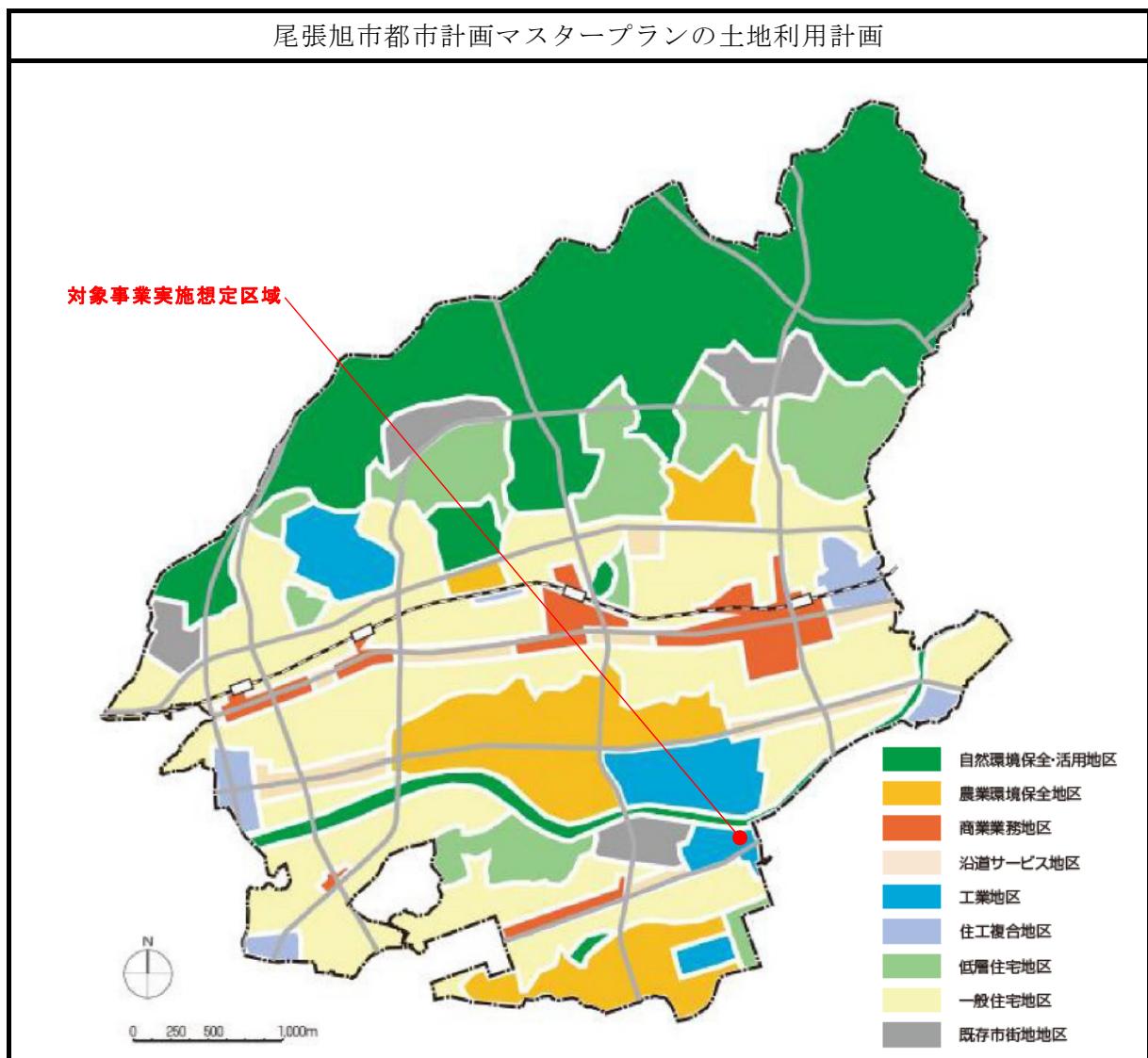
尾張旭市都市計画マスタープランの土地利用計画では、対象事業実施想定区域は工業地区とされており、対象事業実施想定区域の周辺は、矢田川沿いが自然環境保全・活用地区となっているほか、主に工業地区、既存市街地地区、一般住宅地区とされている。

地域別構想の土地利用の方針では、地域の目標として「周辺都市との交流と地域間のふれあいで夢を拓くはつらつとしたまち」が掲げられており、対象事業実施想定区域の位置する晴丘町について、「晴丘町の工業地区においては、工業地としての土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続し、業務環境の維持に努めます。」とされている。本事業の実施はこの方針を阻害するものではない。

さらに、事業の実施にあたっては、「2.3.2.4 公害防止及び環境保全」(17頁参照)に示したとおり環境保全のための対策を実施することで、周辺居住環境や都市活動に対する適切な配慮を講じていく計画である。

また、現在策定中の新たな都市計画マスタープランでも、土地利用方針の方針と合致する見込みとなっている。

したがって、周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと評価できる。



5.1.3.3 近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響の比較評価

5.1.3.3.1 近接する居住地区・公益施設への影響

日常の「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動」の観点からは、環境面等を考慮した場合、近接する住宅や公益施設（緑地公園、学校、保育園等）と、ごみ処理施設は、少しでも離れた位置が良いと考えられる。対象事業実施想定区域から最寄りの公益施設としては、南西約320mの位置に福祉施設が存在する。また、最寄住居は対象事業実施想定区域の南側約65mの位置にある。対象事業実施想定区域の南側には住居系の用途地域の地区も存在する。

事業の実施にあたっては、「2.3.2.4 公害防止及び環境保全」（17頁参照）に示したとおり環境保全のための対策を実施することで居住地区・公益施設の環境に対する適切な配慮を講じていく計画である。

したがって、近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと評価できる。

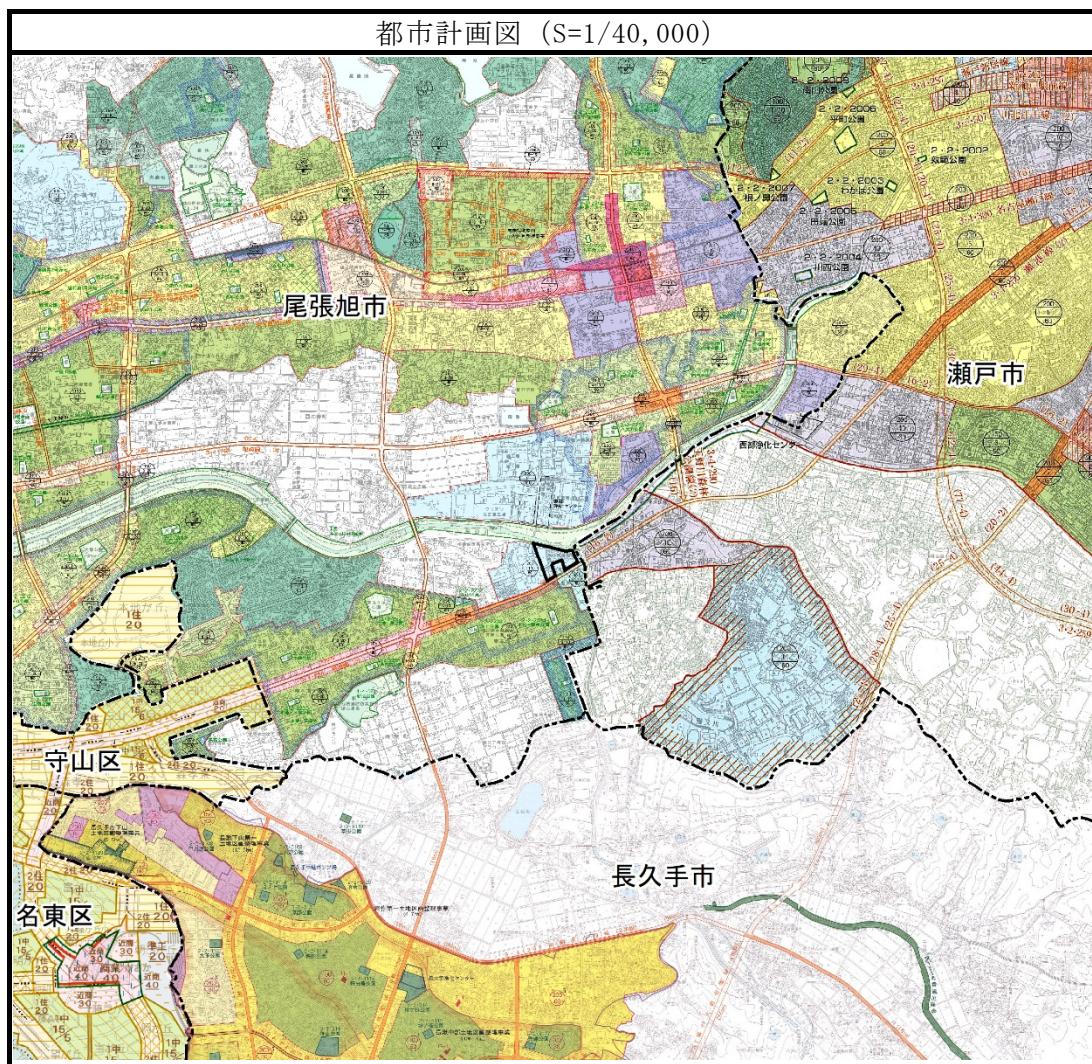
5.1.3.3.2 周辺交通への影響

対象事業実施想定区域周辺には、一般国道363号や県道春日井長久手線などの幹線道路が整備されており、交通の利便性が高い。ごみ処理施設に集中する廃棄物運搬車両の交通は、対象事業実施想定区域と南側で接する一般国道363号を利用し、敷地内の進入路、待避所で処理される。いずれの案（図4.2.1（198頁参照））においても、同規模の進入路、待避所を確保することができると考えられるため、周辺交通への影響の違いはないといえる。

5.1.4 土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設が存在している。用途地域は工業地域となっており、用途上の問題はない。また、対象事業実施想定区域周辺には、一般国道363号や県道春日井長久手線などの幹線道路が整備されており、交通の利便性が高い。

このため、土地利用規制や都市施設の計画とも整合が図れ、当該施設の効果を十分に発揮することができると言評価できる。



【凡例】

□ 対象事業実施想定区域

区分	尾張旭市	長久手市	瀬戸市	名古屋市
市街化区域				
第一種低層住居専用地域	1	1	1	1低
第二種低層住居専用地域	2	—	2	2低
第一種中高層住居専用地域	3	3	3	1中
第二種中高層住居専用地域	4	4	4	2中
第一種住居地域	5	5	5	1住
第二種住居地域	6	6	6	2住
準住居地域	7	7	7	—
近隣商業地域	8	9	8	近商
商業地域	9	—	9	商業
準工業地域	10	11	10	準工
工業地域	11	12	11	—
工業専用地域	—	—	12	—
特別工業地域	—	—	■	—
高度利用地区	—	—	●	—
都市計画道路	↔	↔	↔	—
都市計画道路（整備済区間）	↔	↔	↔	—
都市高速鉄道	—	↔	—	—
生産緑地地区	—	■ 1-1	—	—
駅前交通広場	■	—	■	—
都市計画公園・緑地	■	■	■	—
都市公園・緑地	■	—	■	—
都市計画墓地	■	■	■	—
都市計画公園・緑地・墓園	■	■	■	■
地区計画区域	■	■	■	■
土地区画整理事業区域	■	—	■	—
土地区画整理事業施行中区域	—	■	—	—
土地区画整理事業施行済区域	■	■	—	—
土地区画整理促進区域	—	—	■	—
市街地再開発事業・第二種市街地再開発事業区域	■	—	■	—
再開発地区計画区域	—	+	—	—
駐車場整備地区	—	—	■	—
防火地域	—	■	■	—
防火地域（集団防火・路線防火）	—	—	—	■ =
準防火地域	—	■	■	—
DID	—	■	—	—
供給処理施設	—	■	—	—
その他の都市施設	—	—	■	—
研究開発地区	—	—	—	■
特別低層住居専用地域	—	—	—	■
特定用途誘導地区	—	—	—	■
第1種風致地区・第2種風致地区	—	—	—	■ ① ■ ②
10m 高度地区	—	—	—	■
15m 高度地区	—	—	—	■
20m 高度地区	—	—	—	■
31m 高度地区	—	—	—	■
絶対高 31m 高度地区	—	—	—	■
絶対高 45m 高度地区	—	—	—	■

5.2 自然的環境の整備又は保全

5.2.1 評価項目と評価の方法（再掲）

評価項目	評価の方法
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	・ 大気質 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等
人と自然との豊かな触れ合いの確保	・ 景観 景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観

5.2.2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気質）

5.2.2.1 調査

5.2.2.1.1 調査方法

(1) 大気質の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における過去5年間の測定結果（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類）を調査・整理した。

各測定局の位置は、前掲図3.1.5（33頁参照）に示したとおりである。

(2) 気象の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域から西南西に約8.5kmの位置にある名古屋地方気象台の測定結果（風向・風速）を調査・整理した。名古屋地方気象台の位置は、前掲図3.1.1（28頁参照）に示したとおりである。

5.2.2.1.2 調査結果

(1) 大気質の状況

一般環境大気測定局等における測定結果は、「3.1.1.2 大気質」（32～39頁参照）に記載したとおりである。

測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類とともに環境基準を達成していた。

(2) 気象の状況

名古屋地方気象台における令和6年の風向及び風速の測定結果は表5.2.1に、風配図は図5.2.1に示すとおりである。

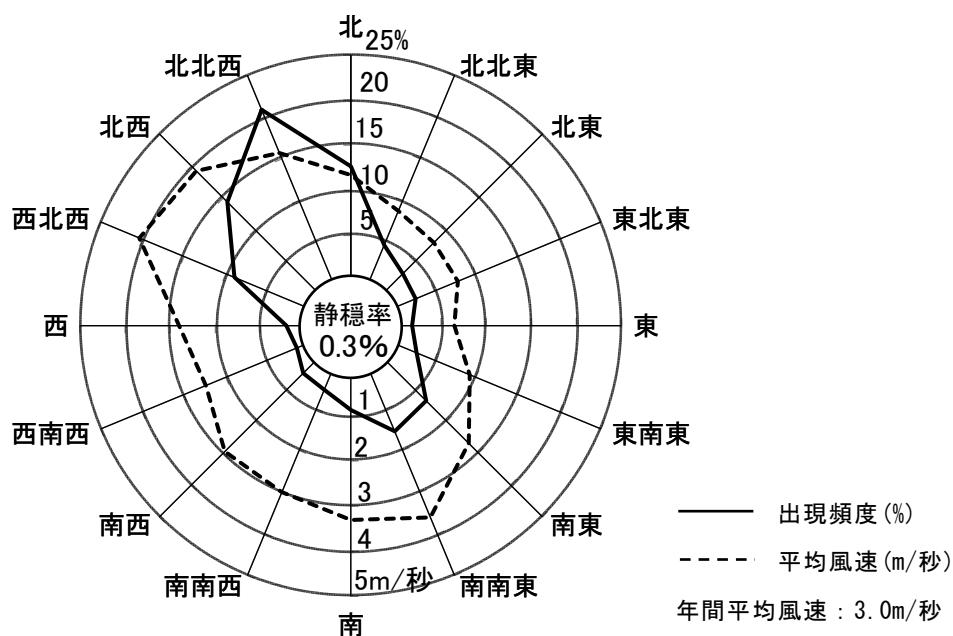
観測結果は、最多風向は北北西（年間出現頻度：20.9%）、年間平均風速は3.0m/秒となっている。

表5.2.1 風向・風速の観測結果（令和6年）

風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度（%）	12.6	4.7	3.1	2.8	1.8	2.9	6.8	7.7
平均風速（m/秒）	2.3	1.7	1.6	1.6	1.3	1.9	2.7	3.6
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度（%）	4.3	2.7	2.4	1.5	2.2	9.0	14.4	20.9
平均風速（m/秒）	3.3	3.0	3.0	2.5	2.8	4.1	3.8	3.1

注1) 静穏率：0.3%

注2) 出現頻度は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、内訳の合計は100%とならない。



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図5.2.1 名古屋地方気象台における風向・風速及び出現頻度（令和6年）

5.2.2.2 予測

5.2.2.2.1 予測方法

(1) 予測項目

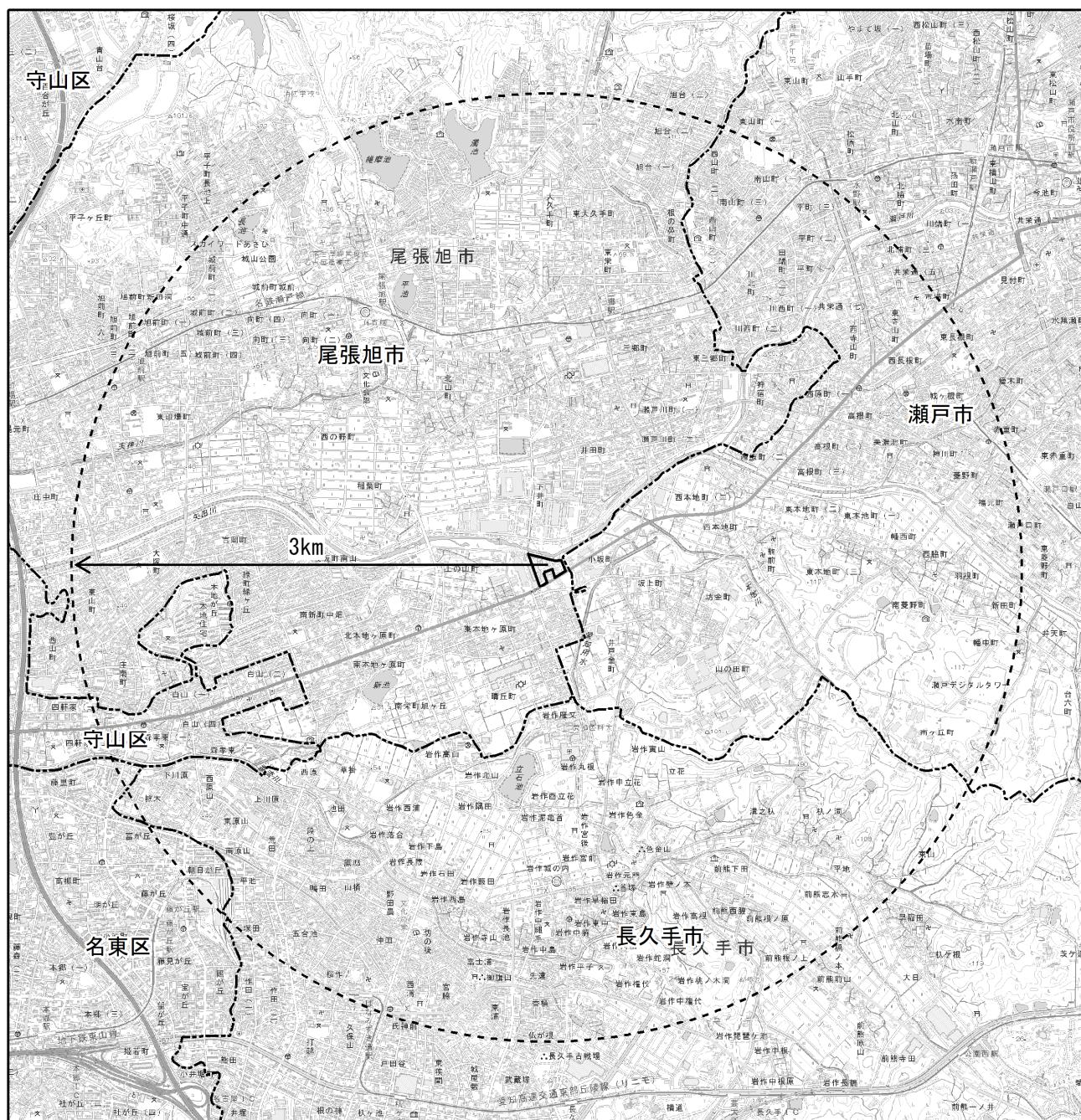
予測項目は、計画施設からのがい煙の排出に係る大気質への影響の程度とし、長期平均濃度（年平均値）を予測することとし、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができる二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質（ばいじん）、ダイオキシン類とした。

(2) 予測地域

予測地域は、計画施設から排出される煙突排ガスに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、図 5.2.2 に示すとおり、対象事業実施想定区域から半径約 3km の範囲とした。3km 範囲の設定の考え方は、「第 3 章 都市施設の区域及びその周囲の概況」(25 頁) 参照。また、予測点高さは地上 1.5m とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常の状態になる時期とした。



凡 例

 対象事業実施想定区域

----- 市区界

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 5.2.2 大気質の予測地域

(4) 予測方法

① 予測手法

現地での詳細な気象データがないことから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月 環境省)に記載された長期平均濃度を求めるための手法のうち簡易的な手法を参考に年平均値に相当する値を求めた。

② 予測式

a) 有風時寄与濃度計算 (風速: 1.0m/秒以上)

拡散式は以下の点煙源ブルーム式を用いた。

$$C(x, y, z) = \frac{Q_p}{2\pi \sigma_y \sigma_z u} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[\exp\left(-\frac{(z - H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) + \exp\left(-\frac{(z + H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) \right] \cdot 10^6$$

ここで、

$C(x, y, z)$: 予測地点の濃度 (ppm, mg/m³)

x : 予測地点までの風下距離 (m)

y : 予測地点までの水平距離 (m)

z : 予測地点の高さ (=1.5m)

Q_p : 排出強度 (m³/秒, kg/秒)

u : 風速 (m/秒)

H_e : 有効煙突高 (m)

σ_y : 有風時の水平方向の拡散パラメータ (m)

(大気安定度Cでの値: 表 5.2.2(1)参照)

σ_z : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)

(大気安定度Cでの値: 表 5.2.2(2)参照)

有風時の最大着地濃度 (C_m) に主風向出現比率 (F_w : %) を乗じて、有風時年平均寄与濃度 (C_w) を算出した。

$$C_w = C_m \times F_w / 100$$

b) 静穏時寄与濃度計算 (風速: 1.0m/秒未満)

拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与濃度を計算した。

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2} \gamma} \cdot \left\{ \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e - z)^2} + \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e + z)^2} \right\} \cdot 10^6$$

ここで、

$C(R, z)$: 予測地点の濃度 (ppm, mg/m³)

R : 予測地点までの水平距離 (m)

z : 予測地点の高さ (=1.5m)

Q_p : 排出強度 (m³/秒, kg/秒)

H_e : 有効煙突高 (m)

α, γ : 拡散パラメータ (大気安定度Cでの値: 表 5.2.3参照)

静穏時の濃度 (C) に静穏時出現比率 (F_c : %) を乗じて、静穏時年平均寄与濃度 (C_c) を算出した。

$$C_c = C \times F_c / 100$$

c) 拡散パラメータ

有風時の拡散パラメータとして、表 5.2.2 に示すパスカル・ギフォード (Pasquill·Gifford) 図に基づく近似関数を用いた。

表 5.2.2(1) パスカル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 (σ_y)

$$\sigma_y (\chi) = \gamma_y \cdot \chi^{\alpha_y}$$

安 定 度	α_y	γ_y	風下距離 χ (m)
A	0.901	0.426	0 ~ 1,000
	0.851	0.602	1,000 ~
B	0.914	0.282	0 ~ 1,000
	0.865	0.396	1,000 ~
C	0.924	0.1772	0 ~ 1,000
	0.885	0.232	1,000 ~
D	0.929	0.1107	0 ~ 1,000
	0.889	0.1467	1,000 ~
E	0.921	0.0864	0 ~ 1,000
	0.897	0.1019	1,000 ~
F	0.929	0.0554	0 ~ 1,000
	0.889	0.0733	1,000 ~
G	0.921	0.0380	0 ~ 1,000
	0.896	0.0452	1,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年 12 月 公害研究対策センター）

表 5.2.2(2) パスカル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 (σ_z)

$$\sigma_z (\chi) = \gamma_z \cdot \chi^{\alpha_z}$$

安 定 度	α_z	γ_z	風下距離 χ (m)
A	1.122	0.0800	0 ~ 300
	1.514	0.00855	300 ~ 500
	2.109	0.000212	500 ~
B	0.964	0.1272	0 ~ 500
	1.094	0.0570	500 ~
C	0.918	0.1068	0 ~
D	0.826	0.1046	0 ~ 1,000
	0.632	0.400	1,000 ~ 10,000
	0.555	0.811	10,000 ~
E	0.788	0.0928	0 ~ 1,000
	0.565	0.433	1,000 ~ 10,000
	0.415	1.732	10,000 ~
F	0.784	0.0621	0 ~ 1,000
	0.526	0.370	1,000 ~ 10,000
	0.323	2.41	10,000 ~
G	0.794	0.0373	0 ~ 1,000
	0.637	0.1105	1,000 ~ 2,000
	0.431	0.529	2,000 ~ 10,000
	0.222	3.62	10,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年 12 月 公害研究対策センター）

なお、 σ_y については、次のとおり時間希釈の補正を行った。

$$\sigma_y = \sigma_{y_p} \cdot (t/t_p)^r$$

ここで、

σ_y : 評価時間 t における水平方向の拡散パラメータ (m)

σ_{y_p} : パスカル・ギフォード図の近似関数における水平方向の拡散パラメータ (m)

t : 評価時間 (=60分)

t_p : パスカル・ギフォード図の評価時間 (=3分)

r : べき指数 (=0.2)

また、無風時の拡散パラメータとして、表 5.2.3 に示すパスカル安定度に対応した拡散パラメータを使用した。

表 5.2.3 無風時の拡散パラメータの近似関数

大気安定度	α	γ
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年 12 月 公害研究対策センター）

d) 年平均値の計算

上記で算出した有風時、静穏時の年平均寄与濃度を合計したものを簡易的年平均濃度推定値 (C_n) とした。

$$C_n = C_w + C_c$$

e) 有効煙突高の計算式

有効煙突高は、有風時は CONCAWE (コンケイウ) 式を、無風時は Briggs (ブリッグス) 式を用いて求めた値とした。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

$$\text{CONCAWE式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

[記号]

H_e : 有効煙突高 (m)

H_0 : 煙突実体高 (m)

ΔH : 排煙上昇高 (m)

Q_H : 排出熱量 (J/秒)

$$Q_H = \rho \cdot C_p \cdot Q \cdot \Delta T$$

ρ : 0°Cにおける排出ガス密度 ($1.293 \times 10^3 \text{ g/m}^3$)

C_p : 定圧比熱 (1.0056J/(K・g))

Q : 排出ガス量 (湿り) ($\text{m}^3/\text{秒}$)

ΔT : 排出ガス温度と気温との温度差 (°C)

u : 煙突頂部の風速 (m/秒)

$d\theta/dz$: 温位勾配 (°C/m)

③ 予測条件

a) 煙突排ガスの諸元

予測に用いる煙突排ガスの諸元は、表 5.2.4 に示すとおりである。

排ガス量は同規模の類似事例を参考とし、排出濃度は計画施設の法規制値と既存施設の自主基準値のうち、より小さい値とした。なお、計画施設の排出濃度については、今後検討を行い、項目の精査と併せて既存施設と同等又はさらに低減した値を自主規制値とする計画である。

表 5.2.4 予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目	設定値
煙突高	59m
湿りガス量	38,400m ³ /h × 2 炉
乾きガス量	32,000m ³ /h × 2 炉
排出ガス温度	175°C
排出濃度	ばいじん 0.04g/m ³ N 窒素酸化物 (NOx) 150ppm ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/m ³ N

注) 排出濃度は、酸素濃度 12%換算値

b) 気象条件

名古屋地方気象台の令和 6 年の測定結果を用いて、煙突実体高における年間の主風向の風速（北北西：4.0m/秒）、出現頻度（北北西：20.7%）、静穏時（1m/秒未満）の出現頻度（3.5%）を設定した。大気安定度については「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく簡易的予測の手法を用いる場合は、大気安定度「C」とすることとされているため、「C」とした。

c) バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における令和 6 年度の測定結果（年平均値）のうち、最も高い値を用いた。

設定したバックグラウンド濃度は、表 5.2.5 に示すとおりである。

表 5.2.5 バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	測定局
二酸化窒素	0.007ppm	尾張旭市東大道町測定局・ 長久手中学校測定局
浮遊粒子状物質	0.012mg/m ³	尾張旭市東大道町測定局・ 長久手中学校測定局
ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m ³	守山保健センター

④ 変換式

a) 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、環境への影響が大きくなる設定とし、窒素酸化物がすべて二酸化窒素に変換するものとした。

b) 日平均値の 2%除外値又は年間 98%値への換算

大気拡散計算により得られるのは年平均値であるため、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について環境基準と対比するために、日平均値の 2%除外値又は年間 98%値へ換算する必要がある。

変換は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定期局（尾張旭市東大道町測定期局、長久手中学校測定期局）における過去 5 年間の測定データを用いて、年平均値と年間 98%値又は 2%除外値の関係を統計的に求める方法によった。

$$\cdot \text{二酸化窒素} : y = 1.2813 x + 0.0077$$

$$\cdot \text{浮遊粒子状物質} : y = 1.6071 x + 0.009$$

5.2.2.2 予測結果

(1) 二酸化窒素等の長期予測結果

ばい煙の排出による大気質への影響の予測結果は、表 5.2.6 に示すとおりである。

最大着地濃度地点における将来濃度は、バックグラウンド濃度と同程度になると予測される。なお、A 案（敷地中央配置）、B 案（敷地東側配置）ともに同等の値となり、施設配置の複数案による違いはない。

表 5.2.6 予測結果

項目	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値 又は 年間 98%値	最大着地 濃度 出現距離
二酸化窒素 (ppm)	0.007	0.0013	0.0083	0.0183	約 1.3km
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.012	0.0003	0.0123	0.0288	約 1.3km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.015	0.0008	0.0158	—	約 1.3km

(2) 予測の不確実性

計画施設における煙突排ガスの諸元が現時点で決定していないこと、また、気象条件及びバックグラウンド濃度について、既存資料データを用いて予測を行っていることから、予測の不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

5.2.2.3 評価

5.2.2.3.1 評価方法

予測結果に基づき、環境保全に関する基準との整合性及び重大な環境影響の程度について評価した。

5.2.2.3.2 評価結果

二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の予測結果と環境基準との比較結果は、表5.2.7に示すとおりである。

予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

表 5.2.7 予測結果と環境基準の比較

項目	最大着地濃度地点 の将来濃度 (年平均値)	日平均値の2% 除外値又は 年間98%値	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	0.0083	0.0183	1時間値の1日平均値が 0.04から0.06までのゾー ン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0123	0.0288	1時間値の1日平均値が 0.10以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0158	—	年間平均値が0.6以下

5.2.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保（景観）

5.2.3.1 調査

5.2.3.1.1 調査方法

文献その他の既存資料調査結果及び現地踏査により、対象事業実施想定区域より概ね 3km の範囲における景観資源、主要な眺望点等及び眺望景観の状況について調査・整理した。3km 範囲の設定の考え方は、「第 3 章 都市施設の区域及びその周囲の概況」(25 頁) 参照。

5.2.3.1.2 調査結果

(1) 既存資料調査

① 景観資源の状況

対象事業実施想定区域周辺における景観資源の状況は、「3.1.9.1 景観」(105、106 頁参照) に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺の景観資源としては、「美しい愛知づくり条例」に基づく「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に指定されている維摩池、尾張旭城などがあげられる。また、矢田川が対象事業実施想定区域の北側に隣接している。

② 主要な眺望点等の状況

対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等の状況は、「3.1.9.1 景観」(107、108 頁参照) に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等としては、矢田川河川緑地、スカイワードあさひ、色金山歴史公園などがあげられる。

(2) 現地踏査

① 踏査時期

令和 7 年 8 月 25 日（月）

② 踏査地点

踏査地点には、対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点や不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定した。

設定した踏査地点は、表 5.2.8 及び図 5.2.3 に示すとおりである。

表 5.2.8 設定した踏査地点

踏査地点	設定理由
景観 1 東中学校前	日常生活における視点の場として設定
景観 2 矢田川河川緑地東	主要な眺望点として設定
景観 3 本地ヶ原東公園	日常生活における視点の場として設定
景観 4 矢田川河川緑地西	主要な眺望点として設定

③ 踏査方法

踏査地点における対象事業実施想定区域方向の眺望の状況について、写真撮影により把握した。撮影は、地上高さ約 1.5m より、35mm フィルム換算で 35mm 相当のレンズを使用して行った。



凡 例

対象事業実施想定区域

---- 市界

● 踏査地点

「1:2,500 尾張旭市都市計画基本図を加工して作成」

1:9,000

0 100 200

400

N

図 5.2.3 設定した踏査地点

④ 踏査結果

各踏査地点における視点の状況及び眺望の状況は、表 5.2.9 に示すとおりである。

表 5.2.9(1) 踏査結果

踏査地点	景観 1 東中学校前
視点の状況	対象事業実施想定区域の北側約 740m に位置する地点で、周辺には住宅や公園、中学校等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には住宅や公園が視認され、道路の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表 5.2.9(2) 踏査結果

踏査地点	景観 2 矢田川河川緑地東
視点の状況	対象事業実施想定区域の北東側約 380m に位置する矢田川河川緑地内の地点で、周辺には住宅や事業所等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には樹林等が視認され、その奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表 5.2.9(3) 踏査結果

踏査地点	景観3 本地ヶ原東公園
視点の状況	対象事業実施想定区域の南側約200mに位置し、周辺には住宅や公園等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には公園や住宅等が視認され、その奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

表 5.2.9(4) 踏査結果

踏査地点	景観4 矢田川河川緑地西
視点の状況	対象事業実施想定区域の西側約620mに位置する矢田川河川緑地内の地点で、周辺には事業所等が存在する。
眺望の状況	<p>手前には樹林等が視認され、その奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。</p> 

5.2.3.2 予測

5.2.3.2.1 予測方法

(1) 予測項目

予測項目は、景観資源及び主要な眺望点の改変の状況並びに計画施設の存在による眺望景観への影響の程度とした。

(2) 予測地域及び予測地点

① 予測地域

予測地域は、計画施設の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲とし、対象事業実施想定区域より約3kmの範囲とした。3km範囲の設定の考え方は、「第3章 都市施設の区域及びその周囲の概況」(25頁)参照。また、予測地点は景観資源及び主要な眺望点とした。

② 予測地点

予測地点は、主要な眺望点や不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定し、表5.2.10に示すとおり、踏査の結果、対象事業実施想定区域を視認できる4地点とした。

表 5.2.10 予測地点

予測地点	設定理由
景観1 東中学校前	日常生活における視点の場として設定
景観2 矢田川河川緑地東	主要な眺望点として設定
景観3 本地ヶ原東公園	日常生活における視点の場として設定
景観4 矢田川河川緑地西	主要な眺望点として設定

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の供用開始後とした。

(4) 予測方法

① 予測手法

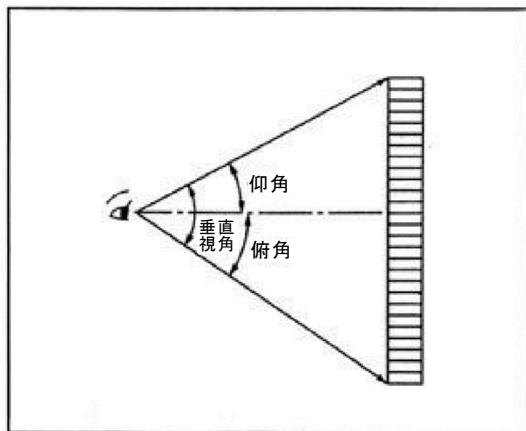
a) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点と対象事業実施想定区域の位置関係について整理することにより、事業の実施による景観資源及び主要な眺望点の改変の状況について予測を行った。

b) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの現況写真に計画施設を合成したフォトモンタージュを作成し、視覚的に表現することにより予測を行った。

また、予測地点から計画施設を望む仰角を算出し、定量的な予測を行った。仰角の概要は、図5.2.4に示すとおりである。



出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」
(2002年10月 財団法人自然環境研究センター)

図 5.2.4 仰角の概要

② 予測式

a) 仰角

仰角については、以下のとおり算出した。

$$\text{仰角}^\circ = \tan^{-1} ((\text{対象物高(m)} - \text{眺望点高(m)}) / \text{水平距離(m)}) \times 180/\pi$$

π : 円周率

注) 眺望点高については、視点の高さ(1.5m)とした。

③ 予測条件

予測にあたって設定した計画施設の規模は、表 5.2.11 に示すとおりである。なお、施設の配置に関する複数案については、「2.3.4 複数の都市計画の概略の案の設定」(21~23 頁参照) で示したとおりである。

表 5.2.11 設定した計画施設の規模

項目	規模	
A 案 (敷地中央配置)	長辺	60m
	短辺	47m
	建屋高さ	39m
	煙突高さ	59m
B 案 (敷地東側配置)	長辺	65m
	短辺	37m
	建屋高さ	39m
	煙突高さ	59m

5.2.3.2.2 予測結果

(1) 予測結果

① 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点は対象事業実施想定区域内ないことから、直接改変による影響はないと予測する。なお、対象事業実施想定区域から景観資源又は主要な眺望点までの距離は、表 5.2.12 に示すとおりである。

表 5.2.12 対象事業実施想定区域から景観資源又は主要な眺望点までの距離

項目	地点	距離
景観資源	維摩池	約 2.5km
	コスモス咲く尾張旭城	約 2.4km
	桜並木	約 2.7km
	スカイワードあさひ	約 2.6km
	長池沿いのマメナシの群生	約 2.7km
	冬の城山公園	約 2.6km
	尾張旭市中央部の農地	約 2.2km
	御城田池	約 2.6km
	御城田池南側の田圃	約 2.6km
	印場大塚古墳	約 2.4km
	シンボルロード	約 2.2km
	洞光院石庭	約 2.4km
	矢田川	約 0.1km
	吉賀池の自然	約 3.2km
	古戦場公園	約 3.0km
	文化の家	約 2.2km
	友愛橋からの桧ヶ根公園	約 2.3km
	香流川緑道と東部丘陵線	約 3.3km
主要な眺望点	せせらぎの径	約 2.7km
	長久手東部の谷津田群	約 2.6km
	はなみずき広場	約 2.8km
	スカイワードあさひ	約 2.6km
	長坂町	約 1.0km

② 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観の予測結果は、表 5.2.13 及び表 5.2.14 に示すとおりである。

景観 1、景観 3 及び景観 4 については、計画施設の建屋及び煙突の大部分が周辺の住宅や、樹林、事業所等の建築物に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。景観 2 については、計画施設の建屋及び煙突を遮る遮蔽物等が少ないと予測する。

表 5.2.13 眺望景観の予測結果

予測地点	対象計画案	
	A案（敷地中央配置）	B案（敷地東側配置）
景観 1 東中学校前	事業所や鉄塔、街路樹等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認できるものの、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、両案ともに計画施設の建屋及び煙突の一部が手前の鉄塔や電線等により遮られるため、変化の程度の差はないと予測する。	
景観 2 矢田川河川緑地東	樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、A案よりも建屋及び煙突が手前にくるB案の方が変化の程度がやや大きいと予測する。	
景観 3 本地ヶ原東公園	街路樹や住宅、鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認できるものの、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、A案の方がB案よりも建屋及び煙突が街路樹に遮られる部分が大きく、B案の方が変化の程度が大きいと予測する。	
景観 4 矢田川河川緑地西	樹林や事業所、既存施設等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認できるものの、建屋の大部分が既存施設に遮られるため、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、B案の方が手前の事業所や既存施設に遮られる部分が大きく、A案の方が変化の程度が大きいと予測する。	

表 5.2.14(1) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観 1 東中学校前
現況の 眺望の状況	
A案 (敷地中央配置)	 <p>事業所や鉄塔、街路樹等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

表 5.2.14(2) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観 1 東中学校前
現況の 眺望の状況	
B案 (敷地東側配置)	 <p>事業所や鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

表 5.2.14(3) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観 2 矢田川河川緑地東
現況の 眺望の状況	
A案 (敷地中央配置)	 <p>樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

表 5.2.14(4) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観 2 矢田川河川緑地東
現況の 眺望の状況	
B案 (敷地東側配置)	 <p>樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

表 5.2.14(5) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観 3 本地ヶ原東公園
現況の 眺望の状況	
A案 (敷地中央配置)	 <p>街路樹や住宅の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認される。</p>

表 5.2.14(6) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観 3 本地ヶ原東公園
現況の 眺望の状況	
B案 (敷地東側配置)	 <p>街路樹や住宅、鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

表 5.2.14(7) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観 4 矢田川河川緑地西
現況の 眺望の状況	
A案 (敷地中央配置)	 <p>樹林や事業所、既存施設等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

表 5.2.14(8) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観 4 矢田川河川緑地西
現況の 眺望の状況	
B案 (敷地東側配置)	 <p>樹林や事業所、既存施設等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。</p>

予測地点からの仰角を算出した結果は、表 5.2.15 に示すとおりである。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 4 では A 案、景観 2 及び景観 3 では B 案のほうが大きく、景観 1 ではほぼ同等となっている。

また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度（表 5.2.16 参照）を下回っている。

表 5.2.15 仰角の予測結果

予測地点	A 案（施設中央配置）			B 案（施設東側配置）		
	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)
景観 1 東中学校前	59	806	4.1	59	828	4.0
景観 2 矢田川河川緑地東	59	453	7.2	59	417	7.9
景観 3 本地ヶ原東公園	59	350	9.3	59	338	9.7
景観 4 矢田川河川緑地西	59	744	4.4	59	802	4.1

注) 対象物高は煙突高さ、水平距離は予測地点と計画施設の煙突との距離とした。

表 5.2.16 垂直視角と鉄塔の見え方

視角	距離	鉄塔の場合の見え方
0.5°	8,000m	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	4,000m	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5° ~2°	2,000m	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	1,300m	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5° ~6°	800m	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10° ~12°	400m	眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20°	200m	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（2002 年 10 月 財団法人自然環境研究センター）

(2) 予測の不確実性

計画段階であるため予測の不確実性はあるが、計画施設の大きさは現時点における最大条件で予測しており、今後、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討する。方法書以降の手続きにおいて、計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

5.2.3.3 評価

5.2.3.3.1 評価方法

予測結果をもとに、対象計画案ごとに主要な眺望点、景観資源及び眺望景観への影響について、計画施設との位置関係等から比較整理し、重大な環境影響の程度について評価した。

5.2.3.3.2 評価結果

(1) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

(2) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観について、景観 1、景観 3 及び景観 4 については、計画施設の建屋及び煙突の大部分が周辺の住宅や、樹林、工場等の建築物に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。景観 2 については、計画施設の建屋及び煙突を遮る遮蔽物等が少ないことから、眺望景観の変化は大きいと予測する。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 4 では A 案、景観 2 及び景観 3 では B 案のほうが大きく、景観 1 ではほぼ同等となっている。

また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度（表 5.2.16 参照）を下回っている。

施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることないと評価する。

5.3 円滑な都市活動の確保

5.3.1 評価項目と評価の方法（再掲）

評価項目	評価の方法
周辺交通への影響	周辺アクセス道路の整備状況などを評価する。

5.3.2 周辺交通への影響

評価分野「5.1.3.3.2 周辺交通への影響」（209頁参照）による。

5.4 良好な都市環境の保持

5.4.1 評価項目と評価の方法（再掲）

評価項目	評価の方法
敷地内緑地の確保	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価する。

5.4.2 敷地内緑地の確保

現段階における当該対象事業実施想定区域内の配置イメージにおいては、敷地内緑化の配置検討は行われていないため、今後、可能な限り緑地を配置できるように検討する。

このため、各配置案とともに、施設配置の違いによる緑地の配置への影響は少なく、違いはないといえる。

5.5 適切な規模及び必要な位置への配置

5.5.1 評価項目と評価の方法（再掲）

評価項目	評価の方法
事業コストの適正	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、事業コストの違いを比較評価する。
事業期間長期化リスク	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、既存施設の撤去による事業期間長期化リスクを比較評価する。

5.5.2 事業コストの適正

施設配置については、いずれの対象計画案も、ごみ処理施設を整備する計画であり、施設建設費用は基本的には変わらない。

5.5.3 事業期間長期化リスク

いずれの対象計画案も、対象事業実施想定区域内の計画施設の建設予定場所の現況は主に管理棟、駐車場等となっており、既存施設撤去による事業期間長期化リスクはない。

第6章 総合評価

第6章 総合評価

評価分野	評価項目	評価結果		
		A案	B案	
都市計画の 一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和		○ 農業との健全な調和が図れる。	
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価		○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられる。
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価		○ 周辺の居住環境や都市生活への影響は少ないと考えられる。
		近接する居住地区・公益施設への影響		○ 近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと考えられる。
		周辺交通への影響		○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待避所で処理できることから周辺交通への影響は少ないと考えられる。
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮		○ 当該施設の効果を十分に発揮できる。	
自然的環境 の整備又は 保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	○ 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じない。	
		景観	○ 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはない。	
	人と自然との豊かな触れ合いの確保		○ 景観 1、景観 3 及び景観 4 については、眺望景観の変化は小さく、景観 2 については、眺望景観の変化は大きい。予測地点から計画施設を望む仰角は、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度を下回っている。いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはない。	
円滑な都市活動の確保	周辺交通への影響	「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照		
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保	○ 可能な限り緑地が配置できるように検討する。		
適切な規模及び必要な位置への配置	事業コストの適正	○ 事業コストは適正と考えられる。		
	事業期間長期化リスク	○ 事業期間長期化リスクはないと考えられる。		
総合評価		○	○	

注) 各案の相対的な評価において、「優れている」を「○」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」とした。
また、各案が「同等」の場合は「○」とした。

第7章 構想段階評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第7章 構想段階評価書に関する業務を委託した事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

構想段階評価書に関する業務は、以下に示す者に委託して実施した。

名 称：八千代エンジニアリング株式会社 名古屋支店

代 表 者：執行役員支店長 磯部 滋

所 在 地：愛知県名古屋市中区新栄町 2-9

